

団体交渉速報

- ・組合要求を反映し、医療職員に着替えに相当する「みなし時間」設置。
- ・しかし引き継ぎやカルテを用いた打ち合わせが含まれておらず、拡充を強く要求。

組合は 11 月 29 日に、東北大学との団体交渉を行った。本団体交渉は、10 月 20 日に組合側から申し入れたものである。

交渉事項

1. 有期雇用職員の無期化等について

無期転換権を有する教職員に対し、意向を確認して必要な手続きを行うことを求めましたが、労働条件通知書での記載（通知書末尾に、上限を超えた場合に無期転換権が発生する旨と、権利行使の手続きのメ切は雇い止めの 30 日前である旨を従来から記載していること）だけの対応に終始しました。部局の判断による更新上限を超える運用については、当局は特に新たな対応姿勢を示しませんでした。

2. 医療職員の労働時間について

当局は、作業着等への着替えの所要時間に相当するものとして就業前 5 分、後 5 分の「みなし時間」設定を、12 月 1 日から実施することを提案しました。組合は、「みなし時間」に業務としてのカルテを用いた情報収集、引き継ぎ等が含まれていないことを確認し、未払い賃金が存在することを踏まえ、当局の対応が不十分であることを示しました。また事務職員、技術職員への対応について調査検討することを求めました。

3. 待遇改善について

非正規職員のボーナス支給について、当局はゼロ回答でした。私達は、ボーナス支給は社会の趨勢であること、人勧対応の給与・手当引上げに要する 6 億円に非正規職員ボーナスの 1 億円を加算することは可能であることを指摘し、支給するかしないかではなく「どのように支給するか」を早急に検討することを強く要求しました。

2023 年 11 月 29 日

東北大学職員組合執行委員会